指定居宅介護支援事業所運営規程

〒328－0075
栃木県栃木市箱森町50番15号
丸光ケアサービス株式会社
丸光ケアプランとちぎ
0282－20－8311

1. 事業の目的
2. 運営の方針
3. 事業所の名称等
4. 職員の職種、員数及び職務内容
5. 営業日及び営業時間
6. 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
7. 通常の事業の実施地域
8. 苦情処理
9. 事故発生時の対応
10. 緊急時・事故発生時の具体的対応手順
11.研修の機会
12.虐待防止のための取り組み
13.感染症の予防および蔓延防止対策の取り組み
14.事業継続計画
15.ハラスメント対策
16.身体的拘束等の適正化の推進

令和８年９月１日改訂

指定居宅介護支援　運営規程

（事業の目的）

第 1 条　丸光ケアサービス株式会社が開設する指定居宅介護支事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条

一.事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

二.利用者は複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができる。

三.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

四.利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

五.事業所は、前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与各サービスの利用割合および、同一事業者によって提供されたものの割合を定期的に提示し説明を行う。

（事業所の名称等）

第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一. 名称　　丸光ケアプランとちぎ

二. 所在地　　栃木県栃木市箱森町50番15号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一. 管理者　　主任介護支援専門員　　1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら居宅介護支援の提供に当たるものとする。

二. 介護支援専門員　2名　主任介護支援専門員5名（1 名管理者と兼務）

職務内容　居宅介護支援業務を行います。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一.　営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 30 日から１月３日は除く。

二.　営業時間　　午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。

三.　電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一.　利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

二.　使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

三.　サービス担当者会議の開催場所

ご利用者宅、その他必要と認められる場所において開催する。

四.　介護支援専門員の居宅訪問頻度

月1回以上必要に応じて訪問する。

五.　モニタリングの結果記録

毎月記録する。

2.指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

3. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、以下規定の通りとする。

一.　通常の事業実施地域を越えた地点から、往復1キロメートル未満・・・無料

二.　通常の事業実施地域を越えた地点から、往復1キロメートル以上20円/1キロメートル

三.　上記二において、往復1キロメートル未満の端数は切り捨てとする。

四.　高速道路等、有料道路の使用があった場合はその通行料。

五.　公共交通機関を使用した場合はその費用。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の実施地域は、栃木市とする。

（苦情処理）

第８条　当事業所は自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画の位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第９条　当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故及び人格権の侵害等が発生した場合には、損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（緊急時・事故発生時の具体的対応手順）
第10条　利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2. 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き契約者に対して損害を賠償する。
3. 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
4. 事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従う。
5. 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もある。
6. 必要に応じて市町村へ連絡する。

（研修の機会）
第 11 条　指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一. 採用時研修　　採用後3ヶ月以内
二. 継続研修　　各年度に研修計画を策定、実施
（虐待防止のための取り組み）
第 12 条　指定居宅介護支援事業所は、虐待防止のための取り組みとして次の事柄を実施する。
一、虐待防止指針を作成し担当者を配置する。
二、虐待防止委員会を開催する。年1回以上。
三、虐待防止についての研修を行う。 年1回以上および採用時。
（感染症の予防および蔓延防止対策の取り組み）
第13 条　指定居宅介護支援事業所は、感染症の予防および蔓延防止対策の取り組みについて下記のように実施する。
一、感染症対策委員会の開催　6月に 1 回以上。
二、職員への委員会の通知、感染症蔓延防止のための研修および訓練の実施。 年 1 回以上および採用時。
（業務継続計画）
第14 条　指定居宅介護支援事業所は、災害や感染症などが地域で発生した場合でも、事業が継続または可能な限り早期に再開できるよう、次の対策を講じる。
一、業務継続計画を策定する。
二、従業員に対し業務継続計画を周知し、必要な研修および訓練を実施する。年 1 回以上。
三、定期的に計画の見直しを行い、必要時応じ計画の変更を行うものとする。
（ハラスメント対策）
第15 条　指定居宅介護支援事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じるものとする。

（身体拘束等の適正化の推進）
第 16 条　指定居宅介護支援事業所は、次の通り身体的拘束等の適正化を推進する。
一、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
二、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

附則
この規程は、平成18年10月1日から施行する。
平成19年6月1日　改訂
平成20年9月1日　改訂
平成20年11月１日　改訂
平成22年2月1日　改訂
平成22年4月１日　改訂
平成23年2月1日　改訂
平成23年6月1日　改訂
平成23年7月1日　改訂
平成23年11月1日　改訂
平成24年9月15日　改訂
平成25年1月1日　改訂
平成25年6月1日　改訂
平成26年4月1日　改訂
平成27年4月1日　改訂
平成28年9月1日　改訂
平成29年 12 月1日　改訂
平成30年４月１日　改訂
令和3年4月1日　改訂
令和4年8月1日　改訂
令和５年１月 16 日　改訂
令和６年4月1日　改訂
令和６年8月1日　改訂
令和６年10月1日　改訂
令和7年4月1日　改訂
令和8年9月1日　改訂